平成２５年（フ）第１１６号
三重県四日市市大字塩浜4185番地１　クレアール石田101
債務者　岸田　幸一
１　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　好之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
愛知県岡崎市舞木町字小井沢９番地２　愛恵園、前住所愛知県岡崎市美合町字地蔵野23番地４　旭荘７
債務者　嶋田寿寿代
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大友　啓次
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午後３時20分
５　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８１８号
愛知県瀬戸市福元町57番地　ハピネス福元Ａ―202
債務者　小川由美子
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長坂早余子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１１３号
愛知県海部郡蟹江町大字西之森字海山308番地
債務者　中西　辰幸
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　深井　靖博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１６号
静岡市駿河区西島632番地の６
債務者　青島　修高
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉田　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９３号
愛知県一宮市浅井町河端字柳下８番地　市営河端住宅434号
債務者　清水　房子
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒川　綾子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５５号
岐阜県高山市三福寺町811番地３
債務者　荒城　英夫
１　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
鳥取県鳥取市丸山町370番地９
債務者　野村　　彰
１　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本美惠子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３７号
秋田県湯沢市岩崎字松浦71番地１
債務者　菅　二三子
１　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１８９号
函館市本通２丁目30番14―201号
債務者　山本　雄二
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２５号
岩手県一関市桜木町５番17号
債務者　須藤　真澄
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第２６号
岩手県大船渡市大船渡町字下船渡10番地15
債務者　齋藤　政宏
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第９３号
山形県西村山郡河北町西里407―１　コーポ西里205、住民票上の住所山形市飯田３丁目６番32―503号　飯田マンションはまなす
債務者　原田　道雄
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９９号
山形市末広町７番６―305号　市営アパートＢ
債務者　山川　康弘
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１００号
山形市末広町７番６―305号　市営アパートＢ
債務者　山川紀美子
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０３号
山形市東青田３丁目８番15号
債務者　荒井　聡子
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０６号
山形市南原町１丁目３番30号
債務者　谷口　　緑
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山形地方裁判所民事部